

株 主 各 位

兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号

極東開業工業株式会社

取締役社長 高 橋 和 也

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、「パソコン」、「スマートフォン」または「携帯電話」から当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（3頁）をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

2. 場 所 兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号 当社 本社会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第83期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第83期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyokuto.com/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyokuto.com/>）に掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使方法について
 - (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
 - (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月26日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
 - (5) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - (6) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
 - (2) 同一の方法により重複して議決権を行使された場合には、最後に到達したものを有効とさせていただきます。
3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

4. 議決権行使プラットフォームについて（機関投資家の皆様へ）
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

第83期（自 平成29年4月1日）事業報告
（至 平成30年3月31日）

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の保護主義的な政策や、中国・北朝鮮など近隣諸国における政治的リスクの高まりがあったものの、企業収益の改善に伴い設備投資や雇用・所得環境及び個人消費が持ち直すなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況下、当社グループは中期経営計画 2016-18 ～Value up to the Next～（平成28年4月1日～平成31年3月31日）の2年目として前連結会計年度に引き続き、確固たる収益基盤の確立と事業の質の向上を目指し諸施策を実行しました。

この結果、当連結会計年度の業績は前連結会計年度と比較して、売上高は5,945百万円（5.6%）増加して112,690百万円となりました。一方、営業利益は900百万円（8.1%）減少して10,245百万円、経常利益は628百万円（5.7%）減少して10,330百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は940百万円（11.6%）減少して7,190百万円となりました。

次に連結ベースでのセグメントの概要を前連結会計年度と比較してご説明申し上げます。

【特装車事業】

国内は、物流関連車両の需要が高水準で推移しました。当社グループでは、平成30年1月に名古屋工場において竣工した新パワーゲートセンターなど、各工場で生産の合理化及び効率化に向けた設備投資等を推進しました。

主な新製品では、平成29年10月に国内最長の39mブームと国内最大の吐出量を実現した新型コンクリートポンプ車「ピストンクリート® PY165-39」を市場に投入したほか、11月には4t車級ごみ収集車のプレス式「プレスパック®」及び回転板式「パックマン® チルト」をフルモデルチェンジし発売するなど、当社の技術力を活かした製品を投入しました。

海外は、前期に受注したウガンダ共和国向けの輸出車両の生産や、インドネシアにおいて製品ラインナップを追加するなど、新たな取り組みを行いました。

これらの結果、売上高は5,866百万円（6.4%）増加して97,786百万円となりました。一方、営業利益はコストアップ等により、851百万円（9.3%）減少して8,295百万円となりました。

【環境事業】

プラント建設では受注済物件の建設を進めたほか、ストックビジネスとしてメンテナンス・運転受託にも継続的に注力しました。

バイオガスプラント事業においては、新たな受注に向けた情報収集や提案等の営業活動を行いました。

これらの結果、売上高は工事進行基準売上の減少により、569百万円（6.3%）減少して8,457百万円となりましたが、営業利益は75百万円（5.2%）増加して1,522百万円となりました。

【不動産賃貸等事業】

立体駐車装置はストックビジネスであるリニューアル及びメンテナンスの受注確保を図りました。コインパーキングは、平成29年4月に名古屋市にオープンした立体駐車場「ささしまライブパーキング」や、その他事業地において売上の確保を図りました。

海外では、インドネシアで平成30年3月に立体駐車装置の2号機を受注しました。平成30年12月の完成を目指して建設を進めてまいります。

これらの結果、売上高は606百万円（9.4%）増加して7,087百万円となりました。一方、営業利益は89百万円（7.2%）減少して1,155百万円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は3,140百万円でありました。
その主なものは、次のとおりであります。

名古屋工場	新パワーゲートセンター
三木工場	新型ごみ収集車生産設備 コンクリートポンプ車自動溶接設備
横浜工場	中小型ダンプトラック部品用自動倉庫
日本トレクス本社工場	断熱パネル生産ライン

これらにより、特装車の生産体制の強化と合理化を図りました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、主要な資金の調達はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第80期 平成26年度	第81期 平成27年度	第82期 平成28年度	第83期 平成29年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	99,331	103,862	106,745	112,690
経常利益 (百万円)	9,326	9,679	10,959	10,330
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,332	6,034	8,130	7,190
1株当たり当期純利益 (円)	109.06	151.88	204.66	180.99
総資産 (百万円)	119,120	120,539	128,542	138,859
純資産 (百万円)	68,674	71,729	80,872	87,907

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しています。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

5. 対処すべき課題

我が国経済は、海外の政治的リスクなどを抱えつつも、好調な企業業績を背景に設備投資や雇用及び所得環境の改善が続き、全体として引き続き堅調に推移するものと思われま。

このような状況のもと、当社グループでは引き続き、中期経営計画 2016-18 ~Value up to the Next~ (平成28年4月1日~平成31年3月31日) に掲げた以下の基本方針のもとで重点戦略を推進し、売上・利益の確保及び企業価値の一層の向上に向けてグループ一丸となって取り組んでまいります。

【基本方針】

- (1) 国内収益基盤の強化
国内は長期的・全社の視野から選択と集中を推し進め、物流・環境系製品のシェアアップ、ストックビジネスの拡大等の取組みにより、収益基盤をさらに強化し、利益率の向上を目指します。
- (2) 海外売上の確立
極東開発グループ一丸となった取組みで将来の重要な収益源である海外事業を成長軌道に乗せます。
- (3) M&A・新規事業の推進
戦略的なM&A・新規事業を積極的に推進し、新たな成長ドライバーの獲得を図ります。
- (4) 企業品質の向上
より高品質な商品（製品・サービス）の提供と、安全・コンプライアンスを基本とし、持続的成長を創るための健全な企業風土の構築に注力します。

当社グループは、発展的・継続的に成長し、顧客や社会から広く選ばれる企業グループとなるために、確固たる収益基盤の確立及び新たな収益源確保のための施策を着実に実行し、上記に対し、経営資源を積極的に投入します。

6. 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
特装車事業	①特殊自動車その他の輸送運搬機械の製造、架装及び販売、修理ならびに同部品の製造、販売 ②トレーラ・トラックボデー等の製造及び販売
環境事業	①環境整備機器及び施設の製造、販売、修理ならびに同部品の製造、販売 ②環境整備機器及び施設の運転、管理
不動産賃貸等事業	①立体駐車装置及び設備の製造、据付、販売及び修理 ②駐車場の経営（コインパーキング） ③不動産の賃貸及び管理 ④発電事業及び電気の売買

7. 主要な工場及び営業所

(1) 特装車事業

① 国内生産拠点

横浜工場（神奈川県大和市）、名古屋工場（愛知県小牧市）、三木工場（兵庫県三木市）、福岡工場（福岡県飯塚市）、日本トレクス株式会社 本社工場（愛知県豊川市）、日本トレクス株式会社 音羽工場（愛知県豊川市）

② 国内営業拠点及びサービス拠点

東京本部（東京都品川区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、中部支店（愛知県小牧市）、関西支店（兵庫県西宮市）、中国支店（広島県広島市）、九州支店（福岡県福岡市）、仙台サービスセンター（宮城県仙台市）、東京サービスセンター（東京都江東区）、横浜サービスセンター（神奈川県横浜市）、名古屋サービスセンター（愛知県名古屋市）、大阪サービスセンター（大阪府堺市）、姫路サービスセンター（兵庫県姫路市） 他

③ 海外生産拠点

中国・昆山工場（江蘇省昆山市）、インド工場（アンドラ・プラデシュ州）、インドネシア工場（プルワカルタ市）、タイ工場（ラヨン県プルワックデー郡）

④ 海外部品調達拠点

中国・上海事務所（上海市）

(2) 環境事業

技術部（兵庫県西宮市）、営業部（東京都品川区）、サービス事業所（北海道札幌市、東京都品川区、愛知県小牧市、兵庫県尼崎市、福岡県飯塚市） 他

(3) 不動産賃貸等事業

兵庫県西宮市、東京都品川区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市 他

8. 従業員の状況

事業セグメント	従業員数(名)
特装車事業	2,316
環境事業	363
不動産賃貸等事業	102
合計	2,781 (前連結会計年度末比111名増)

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
(連結子会社)	百万円	%	
①極東サービスエンジニアリング北海道(株)	10	100	環境整備機器及び施設の運転、修理
②極東サービスエンジニアリング(株)	50	100	環境整備機器及び施設の運転、修理
③(株) エフ・イ・イ	50	100	損害保険代理業
④(株) エフ・イ・テック	30	100	特殊自動車の製造、販売及び修理
⑤極東開発パーキング(株)	100	100	立体駐車装置の製造、販売及び修理 駐車場の経営、宅地建物取引業
⑥日本トレクス(株)	2,011	100	トレーラ・トラックボデー等の製造及び販売
⑦極東開発(昆山)機械有限公司	1,650 万USドル	100	特殊自動車用部品の製造及び販売
⑧振興自動車(株)	70	100	特殊自動車の製造、販売及び修理
⑨(株) F E - O N E	90	55	自動車・建設機械の販売及び中古車販売
⑩Trex Thairung Co., Ltd.	550 百万タイバツ	45	特殊自動車・トラックボデーの製造及び販売
⑪PT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesia	1,300 万USドル	51	特殊自動車の製造及び販売
(持分法適用非連結子会社)			
⑫極東特装車貿易(上海)有限公司	95 万USドル	100	特殊自動車用部品の販売
⑬(株) モリプラント	20	100	環境設備プラントの設計・施工及びメンテナンス
⑭(株) エコファシリティ船橋	30	65	リサイクル施設の維持管理、運営
⑮MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE COMPANY PRIVATE LIMITED	675 百万インドルピー	83.9	特殊自動車の製造及び販売
⑯ささしまライブパーキング(株)	100	80	立体駐車場の運営
⑰井上自動車工業(株)	36	100	特殊自動車の製造、販売及び修理
(持分法適用関連会社)			
⑱PT. Kyokuto Indomobil Distributor Indonesia	140 万USドル	49	特殊自動車の販売

- (注) 1. 株式会社FE-ONEは当社連結子会社である株式会社エフ・イ・イの子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。
2. Trex Thairung Co., Ltd.における持株比率は、当社の保有割合(15%)と当社連結子会社である日本トレクス株式会社の保有割合(30%)を合算しております。
3. ささしまライブパーキング株式会社は当社連結子会社である極東開発パーキング株式会社の子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。
4. 井上自動車工業株式会社は当社連結子会社である日本トレクス株式会社の子会社であり、同社における当社の持株比率は全て間接保有割合であります。

(3) 企業結合の経過及び成果

- ① 当社の連結子会社は11社、持分法適用会社は7社であります。
- ② 平成29年4月1日よりPT. Kyokuto Indomobil Manufacturing Indonesiaを連結子会社といたしました。
- ③ 株式会社モリプラントにつきまして、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めておりません。

(4) 提携等の状況

販 売 店 契 約

契 約 先	国 名	契 約 内 容
TRANSCENDENT HEAVY MACHINERY SDN.BHD.	マレーシア	ミキサートラック架装物のマレーシア、ブルネイ、シンガポール国内での販売・アフターサービス・部品供給
ANLIM CO., LTD.	ベトナム	コンクリートポンプ車のベトナム国内での販売・アフターサービス・部品供給
ASIA INTERNATIONAL AUCTIONEERS, INC.	フィリピン	ミキサートラック架装物及びコンクリートポンプ車のフィリピン国内での販売・アフターサービス・部品供給
PS Equipment LTD.	ニュージーランド	コンクリートポンプ車、ミキサートラック、ごみ収集車及び一台積車輻運搬車のニュージーランド国内での販売・アフターサービス・部品供給
Import Machinery & Equipment Australia	オーストラリア	コンクリートポンプ車、ミキサートラック、テールゲートリフタ、脱着ボデー車及び一台積車輻運搬車のオーストラリア国内での販売・アフターサービス・部品供給

技 術 供 与 契 約

契 約 先	国 名	契 約 内 容
金光企業株式会社 海同建設株式会社	韓 国	ごみ固形燃料 (RDF) 製造プラントに関する技術

技 術 導 入 契 約

契 約 先	国 名	契 約 内 容
株式会社コーンズ・エージー	日 本	バイオガスプラントに関する技術

(注) 平成29年10月1日付でコーンズ・アンド・カンパニー・リミテッドのバイオガス事業は株式会社コーンズ・エージーに移管されました。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 170,950,672株
2. 発行済株式総数 42,737,668株
3. 株主数 3,525名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
① 株式会社三井住友銀行	1,600	4.03
② 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社みなと銀行退職給付信託口)	1,498	3.77
③ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,292	3.25
④ 極東開発共栄会	1,247	3.14
⑤ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,147	2.89
⑥ 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,012	2.55
⑦ DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	910	2.29
⑧ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	837	2.11
⑨ 宮原 幾男	832	2.09
⑩ GOVERNMENT OF NORWAY	819	2.06

(注) 持株比率は、当社が保有する自己株式(3,009,885株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
高 橋 和 也	※取締役社長	社長執行役員 一般社団法人日本自動車車体工業会理事
近 藤 治 弘	※専務取締役	専務執行役員 管理本部長 不動産賃貸事業部長
杉 本 治 己	取 締 役	常務執行役員 特装事業部長 極東特装車貿易（上海）有限公司董事長 極東開発（昆山）機械有限公司董事長
米 田 卓	取 締 役	常務執行役員 技術本部長 技術本部 技術管理部長
酒 井 郁 也	取 締 役	常務執行役員 環境事業部長 環境事業関係会社関与
則 光 健 男	取 締 役	執行役員 海外事業部長 海外事業部 海外推進部長 海外事業部 海外営業部長 MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE COMPANY PRIVATE LIMITED 取締役会長 Trex Thairung Co., Ltd. 取締役
布 原 達 也	取 締 役	執行役員 特装事業部 生産本部長
木 戸 洋 二	取 締 役	阪神電気鉄道株式会社顧問 公益財団法人都市活力研究所理事長
道 上 明	取 締 役	神戸ブルースカイ法律事務所所長 T O A 株式会社社外監査役・独立役員 淡路信用金庫非常勤理事 神戸地方裁判所洲本支部調停委員
高 島 義 典	常 勤 監 査 役	
植 山 友 幾	監 査 役	
楠 守 雄	監 査 役	神戸土地建物株式会社顧問 日工株式会社社外監査役
乗 鞍 良 彦	監 査 役	乗鞍法律事務所所長 株式会社さくらケーシーエス社外取締役・独立役員 日新信用金庫員外監事 神戸市人事委員

- (注) 1. ※印は代表取締役を示しています。
 2. 取締役 木戸洋二、道上明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役 楠守雄、乗鞍良彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 取締役 木戸洋二、道上明及び監査役 乗鞍良彦の3氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
5. 取締役 道上明及び監査役 乗鞍良彦の両氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務ならびに法律に関する知見を有しております。
6. 監査役 楠守雄氏は長年にわたり銀行において金融業務に従事していたため、財務及び経理に関する知見を有しております。
7. 当社は阪神電気鉄道株式会社、神戸ブルースカイ法律事務所、T O A株式会社、淡路信用金庫、神戸土地建物株式会社、日工株式会社、乗鞍法律事務所、株式会社さくらケーシーエス、日新信用金庫との間に重要な取引関係はありません。
8. 当社定款の規定に基づき、当社と取締役 木戸洋二、道上明及び監査役 楠守雄、乗鞍良彦の4氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 11名 173百万円（うち社外 2名 19百万円）

監査役 4名 34百万円（うち社外 2名 12百万円）

（注）上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役 木戸 洋二 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。経営者としての豊富な経験を基に、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

② 取締役 道上 明 氏

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席しました。弁護士としての豊富な経験を基に、法律の見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

③ 監査役 楠 守雄 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。長年の銀行勤務経験から得た金融に関する深い造詣と、経営者としての豊富な経験を基に、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

④ 監査役 乗鞍 良彦 氏

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席しました。弁護士としての豊富な経験を基に、法律の見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

ひびき監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額

29百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分ができないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、合意された手続業務についての対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にある場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合などは、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 監査役制度を採用し、当社においては社外監査役を含んだ監査役が監査役会を構成し、監査方針等に基づき取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査を通じて取締役の職務執行を調査して、経営の監督機能の充実、強化をはかる。
 - ② 当社においては毎月1回、取締役会設置子会社においては定期的に取締役会を開催し、取締役の職務執行ならびに担当部門の月次もしくは直近期間の業績について取締役会に報告を行う。これにより、取締役会による各取締役の職務執行に対する監督、統制を行う。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役会、経営会議、事業運営会議、その他取締役の職務執行の過程における決定事項及びその進捗管理は、法令・定款及び社内規定に従い、各部門が担当役員の監督の下で、文書または電子的記録にて保存・管理する。
 - ② 監査役会が求めたとき、取締役は当該文書を閲覧に供する。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 災害、与信管理、情報管理、品質、環境、法令違反その他当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握しその評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、各部門長は、それぞれの担当部門にリスクマネジメント体制を整備し、内在するリスクを継続的に把握、分析及び評価した上で適切な対策を実施の上、定期的に見直しを行い、必要であれば取締役もしくは取締役会に報告する。
 - ② 経営の過程で生じるリスクに対応するため、当社においては「経営危機管理規定」を制定、リスク管理の担当役員を選任し運用の徹底をはかる。
 - ③ 現実化した危機に直面した場合は、対策本部を設置して情報管理、対応方針の決定などを定め、迅速な事態の收拾と再発の防止をはかる。
 - ④ 対策本部は、危機の内容、対応策、再発防止策等を当社の取締役会で報告する。
- (4) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会設置会社においては、取締役は取締役会及び経営会議において、重要な経営の意思決定を行う。
 - ② 執行役員制度採用会社においては、執行役員は取締役会の指示に従い、担当部門・責任区分の中で、経営会議、取締役会で決定された経営方針、事業計画を実行する。
 - ③ 当社においては執行役員は事業運営会議を構成し、同会議において各執行役員が事業計画の進捗を報告し、各部門の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進をはかる。
 - ④ 中期経営計画により、中長期的な会社としての目標を明確化するとともに、半期ごとに全社及び各事業部の予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

- (5) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 各使用人が企業としての社会的役割、責任を自覚した活動を行うための指針として、倫理規定「極東開発工業ビジネス行動規範」を制定し、内部監査担当役員及び内部監査部門を設置して使用人への啓蒙活動とコンプライアンスの強化をはかる。
 - ② 内部監査を実施する組織として、社長の直轄に内部監査部門を設置する。内部監査部門は期毎に定めた監査計画に基づきグループ各部門の業務監査を実施し、その結果は取締役及び監査役に報告する。
 - ③ 当社においては「倫理相談窓口に関する規定」を制定し、社内の問題点の発見を促し、その対応と改善をはかる。
 - ④ 顧問弁護士への法律相談、法務担当部門におけるリーガルチェックにより、法令遵守の徹底をはかる。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の監査役及び内部監査部門が定期的に子会社とその各部門の業務監査を実施し、その結果は当社及び子会社に報告する。
- (7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社が定める「関係会社規定」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業概要及び決算その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づけ、また必要に応じて関係資料の提出を求める。
 - ② 各子会社の社長は、関係会社社長会において当社の取締役及び監査役が出席のもと、その事業計画の進捗を報告し、各子会社の課題、対策、実行状況を確認することで、計画実行の徹底と業績確保の促進をはかる。
- (8) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 内部監査部門を設置し、その構成員を監査役会の職務を補助すべき使用人とし、監査役会の指示に従い事務局の業務を併せて担当する。
- (9) 前号の使用人（監査役補助使用人）の当社の取締役からの独立性に関する事項
- ① 内部監査部門の構成員である使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得なければならない。
- (10) 第8号の使用人（監査役補助使用人）に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 内部監査部門の構成員である使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底を行う。
- (11) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人は会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について監査役会に報告する。
 - ② 当社の取締役及び使用人は監査役に重要な会議への出席を要請し、その会議において懸案事項等を逐次報告する。

- (12) 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 子会社の取締役、監査役等及び使用人は当社または子会社に損害を及ぼす事実及び法令、定款違反その他コンプライアンス上重要である事項について当社の監査役会に報告する。
 - ② 内部監査、法務、人事、財務担当部門等は、定期的に当社の常勤監査役に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - ③ 当社及び子会社の内部通報制度の担当部門は、当社及び子会社の役職員からの内部通報の状況について、通報者からの匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社の取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。
- (13) 当社の監査役へ報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。
- (14) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ② 当社の監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (15) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 内部監査部門を構成する使用人以外に、法務、人事、財務担当部門は、監査役会の指示により監査役会の監査の実務の補助を行う。
 - ② 監査役会は監査の実施にあたり、必要と認めるときは弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他専門の外部アドバイザーを登用することができる。
- (16) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた体制の構築、整備及び運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価するとともに評価結果を取締役会に報告する。
- (17) 反社会的勢力排除に係る体制
- ① 当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。これらの勢力や団体からの不当、違法な要求には一切応じないとともに、これら団体とは断固として対決することを基本姿勢とする。この基本姿勢については、「極東開発工業ビジネス行動規範」に明記し、全ての役員ならびに従業員に周知徹底を図る。
また、当社が反社会的勢力から要求を受けたときは、担当部署が中心となってその情報収集にあたり、顧問弁護士、警察等と連携をとり、対応を行う。さらに、平素から外部機関や他の企業等と連携して情報交換を行い、反社会的勢力に係る各種リスクの予防・低減に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務執行

当連結会計年度において取締役会を13回開催し、取締役の職務執行ならびに担当部門の月次もしくは直近期間の業績の報告をはじめ、経営の基本方針や経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

また、同期間に常勤取締役・常勤監査役で構成される経営会議を24回、常勤取締役・常勤監査役・執行役員で構成される事業運営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。

(2) コンプライアンス及びリスクの管理

コンプライアンスならびに、災害、及び事故管理等に係るリスクについては、各担当部署においてリスク要因の洗い出し及び共有、対応マニュアルの整備を行っているほか、社長直轄の内部監査部門にて使用人への啓蒙活動を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。

(3) 当社グループにおける業務の適正化

子会社の営業概況及び決算その他の重要な事項については「関係会社規定」に従い、当社が子会社より適切に報告を受けているほか、監査役は内部監査部門と連携の上、子会社とその各部門の業務監査を定期的実施しており、当社及び子会社はその結果についての報告を受けております。

(4) 監査役監査

監査役は、当連結会計年度において監査役会を13回開催するとともに、取締役会、経営会議、事業運営会議及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っているほか、取締役会・取締役・内部監査部門・会計監査人等との情報・意見交換を通じて、それぞれとの連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、効果的かつ効率的に監査を行っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合、これに応じるか否かは株主の皆様判断に委ねられるべきであると考えます。しかしながら、それが不当な目的による企業買収である場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の当然の責務であると考えます。

従いまして大量買付に対しましては当該買付者の事業内容、将来の事業計画ならびに過去の投資行動等から当該買付行為または買付提案が当社の企業価値ならびに株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があるものと考えます。

現在のところ不当な目的による大量取得を意図する買付者が存在し具体的な脅威が生じている訳ではなく、またそのような買付者が現れた場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではございませんが、株主の皆様から委任された経営者として、当社株式の取引や株主の異動状況を注視するとともに有事対応マニュアルを整備し、大量買付を意図する買付者が現れた場合、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、専門家（アドバイザー）を交えて当該買収提案の評価や買付者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう場合は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	79,230	流動負債	40,920
現金及び預金	10,657	支払手形及び買掛金	16,845
受取手形及び売掛金	40,740	電子記録債務	11,003
有価証券	11,200	短期借入金	2,971
商品及び製品	890	1年内返済予定の長期借入金	1,344
仕掛品	4,762	未払法人税等	1,741
原材料及び貯蔵品	7,963	未払消費税等	930
前払費用	532	未払費用	4,095
繰延税金資産	1,360	製品保証引当金	654
その他	1,183	工事損失引当金	88
貸倒引当金	△ 59	修繕引当金	153
		その他	1,092
固定資産	59,628	固定負債	10,031
有形固定資産	39,894	長期借入金	1,203
建物及び構築物	11,922	長期預り保証金	2,310
機械装置及び運搬具	5,636	退職給付に係る負債	688
土地	20,591	役員退職慰労引当金	160
建設仮勘定	275	繰延税金負債	4,841
その他	1,467	その他	827
無形固定資産	639	負債合計	50,952
その他	639	(純資産の部)	
投資その他の資産	19,094	株主資本	80,932
投資有価証券	16,908	資本金	11,899
長期前払費用	302	資本剰余金	11,718
繰延税金資産	111	利益剰余金	59,464
その他	2,482	自己株式	△ 2,151
貸倒引当金	△ 709	その他の包括利益累計額	6,098
		その他有価証券評価差額金	6,415
		為替換算調整勘定	21
		退職給付に係る調整累計額	△ 338
		非支配株主持分	876
		純資産合計	87,907
資産合計	138,859	負債純資産合計	138,859

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		112,690
売上原価		89,449
売上総利益		23,241
販売費及び一般管理費		12,995
営業利益		10,245
営業外収益		
受取利息及び配当金	357	
雑収入	170	527
営業外費用		
支払利息	103	
持分法による投資損失	92	
為替差損	123	
雑支出	123	442
経常利益		10,330
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	103	
その他特別利益	0	110
特別損失		
固定資産処分損失	329	
減損損失	215	
その他特別損失	6	551
税金等調整前当期純利益		9,889
法人税、住民税及び事業税	3,006	
法人税等調整額	33	3,040
当期純利益		6,849
非支配株主に帰属する当期純損失		340
親会社株主に帰属する当期純利益		7,190

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	百万円 11,899	百万円 11,718	百万円 53,723	百万円 △2,150	百万円 75,192
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,430		△1,430
親会社株主に帰属する当期純利益			7,190		7,190
自己株式の取得				△0	△0
持分法の適用範囲の変動			△19		△19
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	5,740	△0	5,740
平成30年3月31日残高	11,899	11,718	59,464	△2,151	80,932

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純 資 産 計 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成29年4月1日残高	百万円 5,166	百万円 △11	百万円 △239	百万円 4,915	百万円 765	百万円 80,872
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				—		△1,430
親会社株主に帰属する当期純利益				—		7,190
自己株式の取得				—		△0
持分法の適用範囲の変動				—		△19
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	1,248	33	△99	1,183	110	1,294
連結会計年度中の変動額合計	1,248	33	△99	1,183	110	7,034
平成30年3月31日残高	6,415	21	△338	6,098	876	87,907

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	47,975	流動負債	17,119
現金及び預金	5,843	支払手形	1,863
受取手形	7,774	電子記録債権	485
電子記録債権	2,075	買掛金	8,799
売掛金	12,512	短期借入金	100
有価証券	11,200	1年内返済予定の長期借入金	1,155
仕掛品	2,949	未払法人税等	877
原材料及び貯蔵品	3,941	未払消費税等	331
短期貸付金	1,447	未払費用	2,227
繰延税金資産	808	製品保証引当金	403
その他の他	448	工事損失引当金	54
貸倒引当金	△ 1,025	修繕引当金	150
固定資産	49,478	その他	671
有形固定資産	27,159	固定負債	7,765
建物	8,522	長期借入金	1,200
構築物	532	繰延税金負債	3,922
機械装置	2,912	その他	2,643
車両運搬具	279	負債合計	24,884
土地	14,038	(純資産の部)	
建設仮勘定	197	株主資本	66,528
その他	676	資本金	11,899
無形固定資産	208	資本剰余金	11,718
その他	208	資本準備金	11,718
投資その他の資産	22,110	その他資本剰余金	0
投資有価証券	14,820	利益剰余金	45,060
関係会社株式	5,969	利益準備金	546
前払年金費用	98	その他利益剰余金	44,514
その他	2,429	圧縮積立金	3,193
貸倒引当金	△ 1,206	特別償却準備金	134
		別途積立金	35,334
		繰越利益剰余金	5,851
		自己株式	△ 2,151
		評価・換算差額等	6,041
		その他有価証券評価差額金	6,041
資産合計	97,454	純資産合計	72,569
		負債純資産合計	97,454

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		56,781
売 上 原 価		43,801
売 上 総 利 益		12,980
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,079
営 業 利 益		4,900
営 業 外 収 益		1,578
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,446	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	42	
雑 収 入	90	
営 業 外 費 用		340
支 払 利 息	45	
為 替 差 損	214	
雑 支 出	81	
経 常 利 益		6,138
特 別 利 益		103
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	103	
特 別 損 失		201
固 定 資 産 処 分 損	30	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	166	
そ の 他 特 別 損 失	4	
税 引 前 当 期 純 利 益		6,041
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,418	
法 人 税 等 調 整 額	72	1,491
当 期 純 利 益		4,549

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資本剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	
平成29年4月1日残高	百万円 11,899	百万円 11,718	百万円 0	百万円 11,718
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				—
圧縮積立金の取崩				—
特別償却準備金の取崩				—
別途積立金の積立				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成30年3月31日残高	11,899	11,718	0	11,718

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計		
		その他利益剰余金				繰越利益 剰余金			
平成29年4月1日残高	百万円 546	百万円 3,242	百万円 189	百万円 31,834	百万円 6,128		百万円 41,941	百万円 △2,150	百万円 63,409
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△1,430	△1,430		△1,430	
圧縮積立金の取崩		△48			48	—		—	
特別償却準備金の取崩			△55		55	—		—	
別途積立金の積立				3,500	△3,500	—		—	
当期純利益					4,549	4,549		4,549	
自己株式の取得						—	△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						—		—	
事業年度中の変動額合計	—	△48	△55	3,500	△276	3,119	△0	3,118	
平成30年3月31日残高	546	3,193	134	35,334	5,851	45,060	△2,151	66,528	

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 29 年 4 月 1 日 残 高	百万円 4,921	百万円 4,921	百万円 68,331
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		—	△1,430
圧縮積立金の取崩		—	—
特別償却準備金の取崩		—	—
別途積立金の積立		—	—
当期純利益		—	4,549
自己株式の取得		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,119	1,119	1,119
事業年度中の変動額合計	1,119	1,119	4,238
平成 30 年 3 月 31 日 残 高	6,041	6,041	72,569

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

極東開発工業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 道 幸 静 児 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、極東開発工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東開発工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

極東開発工業株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 道 幸 静 児 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、極東開発工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

極東開発工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 高 島 義 典 ㊞

監 査 役 植 山 友 幾 ㊞

監 査 役 楠 守 雄 ㊞

監 査 役 乗 鞍 良 彦 ㊞

(注) 監査役 楠 守雄及び監査役 乗鞍良彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

第83期の期末配当につきましては、株主還元を経営の最重要政策と位置付ける当社の経営方針や現在の財務体質、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
期末配当 当社普通株式1株につき18円
配当総額 715,100,094円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は前期より2円増配の1株につき36円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 3,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任) 第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の補欠) 第33条 補欠のため就任した監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>(監査役の選任) 第31条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>③ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の補欠) 第33条 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠のため就任した監査役の任期は前任者の残任期間とする。ただし、第31条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役 高橋和也、近藤治弘、杉本治己、米田卓、酒井郁也、則光健男、布原達也、木戸洋二、道上明の9氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	<p>たか はし かず や 高橋和也 (昭和32年2月16日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成19年4月 極東開発パーキング株式会社取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社海外事業部長 平成23年6月 当社取締役 平成24年4月 当社常務執行役員 当社特装事業部長 極東特装車貿易（上海）有限公司董事長 極東開発（昆山）機械有限公司董事長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任） 当社最高執行責任者 平成29年6月 当社社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本自動車車体工業会理事</p>	18,000株	なし
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社において長年にわたり特装車営業部門に携わり、パーキング部門及び海外子会社の経営を担当してまいりました。また、平成25年6月より代表取締役社長として当社の経営を担っております。これらの豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
2	<p>こん どう はる ひろ 近 藤 治 弘 (昭和26年9月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和49年 4 月 住友軽金属工業株式会社 (現 株式会社UACJ) 入社</p> <p>平成13年 6 月 日本トレクス株式会社入社</p> <p>平成14年 6 月 同社取締役</p> <p>平成19年 6 月 同社常務取締役</p> <p>平成23年 4 月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年 4 月 当社入社 当社執行役員 当社財務部長</p> <p>平成25年 4 月 当社管理本部長 (現任)</p> <p>平成25年 6 月 当社取締役</p> <p>平成26年 6 月 当社常務執行役員</p> <p>平成28年 4 月 当社不動産賃貸事業部長 (現任)</p> <p>平成28年 6 月 当社代表取締役専務 (現任) 当社専務執行役員 (現任)</p>	15,800株	なし
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>他業種の経営を通じた幅広い知見と長年にわたる海外駐在経験を有しているほか、特装車部門の主要な子会社において経営に携わってまいりました。また、平成28年6月より代表取締役専務として当社の経営を担っております。これらの豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。</p>				
3	<p>よね だ たかし 米 田 卓 (昭和29年10月23日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和54年 4 月 当社入社</p> <p>平成16年 4 月 当社名古屋工場技術部長</p> <p>平成18年 4 月 当社パワーゲートセンター長</p> <p>平成21年 4 月 当社開発部長</p> <p>平成22年 4 月 当社執行役員</p> <p>平成24年 6 月 当社取締役 (現任)</p> <p>平成26年 6 月 当社常務執行役員 (現任)</p> <p>平成27年 4 月 当社生産本部長 当社三木工場長</p> <p>平成29年 4 月 当社技術本部長 (現任) 当社技術管理部長 (現任)</p>	14,278株	なし
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社において長年にわたり特装車開発及び生産部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	さか い いく や 酒井 郁也 (昭和29年11月26日生) 再任	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社技術管理部長 平成16年4月 当社経営企画部長 平成18年4月 当社開発部長 平成20年4月 当社三木工場長 平成22年4月 極東開発パーキング株式会社 代表取締役社長 平成24年4月 当社執行役員 当社不動産賃貸事業部長 平成25年4月 当社環境事業部長(現任) 当社環境事業関係会社関与(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 当社常務執行役員(現任)	8,550株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり特装車開発部門、経営企画部門、環境事業部門等に携わったほか、パーキング部門子会社の経営を担った豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				
5	のり みつ たけ お 則光 健男 (昭和33年8月15日生) 再任	昭和57年4月 当社入社 平成17年1月 極東開発(昆山)機械有限公司董事・ 管理部長 平成19年4月 当社経営企画部長 平成22年10月 MITHRA KYOKUTO SPECIAL PURPOSE VEHICLE COMPANY PRIVATE LIMITED 取締役会長(現任) 平成23年4月 当社執行役員(現任) 当社海外推進部長(現任) 平成29年4月 当社海外事業部長(現任) 当社海外営業部長 Trex Thairung Co., Ltd. 取締役 平成29年6月 当社取締役(現任) 平成30年4月 極東特装車貿易(上海)有限公司董事長 (現任) 極東開発(昆山)機械有限公司董事長(現任) Trex Thairung Co., Ltd. 取締役副会長 (現任)	7,000株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり海外事業部門及び経営企画部門に携わったほか、海外子会社の経営を担った豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
6	ぬの はら たつ や 布 原 達 也 (昭和34年1月21日生) 再任	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社三木工場技術部長 平成24年4月 当社開発部長 平成25年4月 当社執行役員(現任) 当社技術本部副本部長 平成27年4月 当社技術本部長 当社技術管理部長 平成29年4月 当社生産本部長(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任) 平成30年4月 当社特装事業部長(現任)	2,500株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社において長年にわたり特装車開発及び生産部門に携わった豊富な経験と実績をもとに、引き続き当社経営の強化を図るべく取締役候補者としております。				
7	き ど よう じ 木 戸 洋 二 (昭和26年12月3日生) 再任 社外	昭和50年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成17年6月 同社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年4月 同社代表取締役・専務取締役 平成25年4月 同社代表取締役・副社長 株式会社阪神ホテルシステムズ 代表取締役・取締役会長 平成25年6月 公益社団法人土木学会理事 平成26年3月 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 取締役 平成26年4月 公益社団法人地盤工学会関西支部 副支部長 平成27年4月 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 代表取締役会長 阪神電気鉄道株式会社顧問(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) 当社独立役員(現任) 公益財団法人都市活力研究所理事長 (現任)	0株	なし
(社外取締役候補者とした理由) 他業種の経営を通じた幅広い知見と、長年にわたる経営者としての豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
8	<p>みちがみあきら 道上明 (昭和28年5月5日生)</p> <p>再任 社外</p>	<p>昭和57年4月 弁護士登録</p> <p>昭和62年4月 赤木・道上法律事務所(現 神戸ブルースカイ法律事務所) 副所長</p> <p>平成10年4月 神戸弁護士会(現 兵庫県弁護士会) 副会長</p> <p>平成11年4月 神戸地方裁判所洲本支部調停委員(現任)</p> <p>平成19年4月 兵庫県弁護士会会長</p> <p>平成19年6月 当社社外監査役</p> <p>平成22年3月 当社独立役員(現任)</p> <p>平成22年4月 日本弁護士連合会副会長</p> <p>平成23年6月 淡路信用金庫 非常勤理事(現任)</p> <p>平成24年1月 神戸ブルースカイ法律事務所所長(現任)</p> <p>平成26年6月 TOA株式会社 社外監査役(現任) 同社独立役員(現任)</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役(現任)</p>	0株	なし
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>弁護士として企業法務並びに法律に関する幅広い知見と豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、道上明氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>				

- (注) 1. 木戸洋二、道上明の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 木戸洋二、道上明の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社の取締役に就任後3年を経過いたします。
3. 道上明氏は、平成19年6月27日から平成27年6月25日までの間、当社の社外監査役でありました。
4. 当社は、木戸洋二、道上明の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社定款の規定に基づき、当社と木戸洋二、道上明の両氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 植山友幾氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、選任される監査役の任期は、当社定款第33条の規定により、退任される監査役の任期満了時までとなります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
すぎもと はるみ 杉本 治己 (昭和27年10月18日生) 新任	昭和50年4月 当社入社 平成15年4月 当社パワーゲートセンター長 平成18年4月 当社名古屋工場製造部長 平成19年4月 当社名古屋工場長 平成22年4月 当社執行役員 当社生産本部長 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 当社特装事業部長 極東特装車貿易(上海)有限公司董事長 極東開発(昆山)機械有限公司董事長 平成26年6月 当社常務執行役員(現任) 平成30年4月 当社特装事業部特命担当(現任)	8,300株	なし
(監査役候補者とした理由) 当社において長年にわたり特装車生産部門に携わり、海外子会社の経営も担当してまいりました。また、平成24年6月より取締役として当社の経営を担っております。これらの豊富な経験と実績から当社経営の実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査役候補者としております。			

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任される監査役の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
あさだのぶひろ 浅田修宏 (昭和45年9月4日生) 補欠 社外	平成10年4月 弁護士登録 六甲総合法律事務所(現 六甲法律事務所)入所 平成22年4月 兵庫県弁護士会副会長 平成24年4月 日本弁護士連合会 司法修習委員会副委員長 兵庫県弁護士会 司法修習委員会委員長 神戸市固定資産評価審査委員会委員 平成25年4月 日本司法支援センター兵庫地方事務所副所長 平成28年7月 兵庫県行政不服審査会委員(現任) 平成28年8月 西宮市空家等対策審議会委員(現任)	0株	なし
(社外監査役候補者とした理由) 弁護士として企業法務並びに法律に関する幅広い知見と豊富な経験及び実績を有しており、客観的立場から当社の経営を監査していただくことを期待して、社外監査役候補者としております。 なお、浅田修宏氏は会社の経営に関与されたことはありませんが、上記により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 浅田修宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 当社定款の規定に基づき、浅田修宏氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

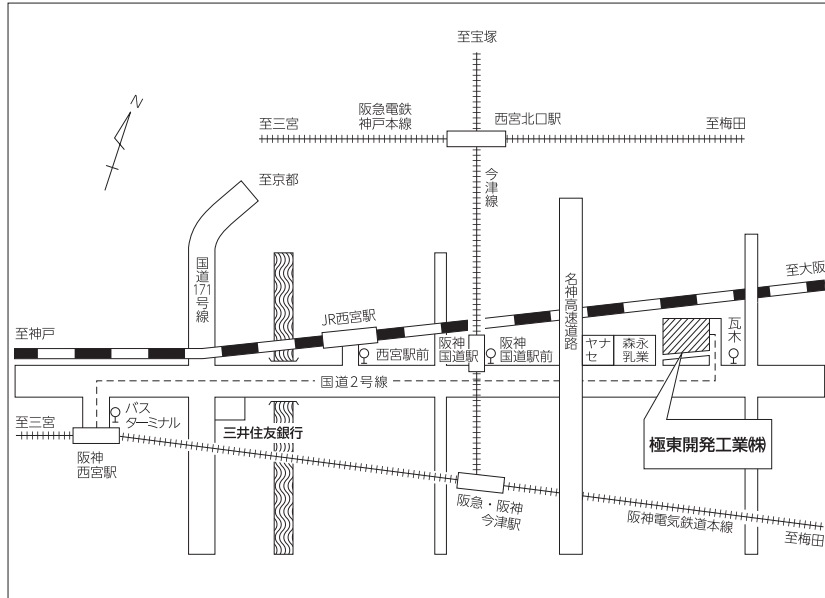
以上

株主総会会場ご案内

会場 兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号

極東開発工業株式会社 本社会議室

電話 0798 (66) 1000



- 交通機関**
- JR西宮駅 下車
阪神バス（阪神尼崎行または浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分
 - 阪神電気鉄道西宮駅 下車
阪神バス（浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分
 - 阪急電鉄今津線阪神国道駅 下車
徒歩約10分または
阪神バス（阪神尼崎行または浜甲団地行）乗車
瓦木バス停下車徒歩約2分

UD FONT
by MORISAWA

